

国立大学法人東京農工大学学長候補者選考等細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (集計) 第12条 事務局は、調査票の提出終了後、選考会議が定める場所において直ちに集計を行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>本則 (集計) 第12条 事務局は、調査票の提出終了後、<u>調査票が入っている施設された投函箱を金庫等の安全な場所において厳重に保管し、東京農工大学学長候補者面談に関する申合せに基づき、原則として選考会議が候補者と面談を実施する前日に集計を行うものとする。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>意向調査の集計作業は、原則として選考会議が候補者と面談を実施する前日に行うこととするための改正。</p>

附 則 (令和4年8月1日選細則第17号)

この細則は、令和4年8月1日から施行する。